

令和4年度
柏市保健衛生審議会

会議資料

令和4年8月25日

目 次

- 資料 1 柏市保健衛生審議会委員名簿
- 資料 2 柏市保健衛生審議会部会委員名簿
- 資料 3 柏市保健衛生審議会保健所参加者名簿
- 資料 4 柏市保健所における新型コロナウイルス感染症対策の
取組み
- 資料 5 柏市経営戦略方針に係る保健所取組み評価
(柏市母子保健計画)
- 資料 6 柏市経営戦略方針に係る保健所取組み評価
(柏市健康増進計画)
- 資料 7 各部署の取組み (総務企画課)
- 資料 8 各部署の取組み (保健予防課)
- 資料 9 各部署の取組み (生活衛生課)
- 資料 10 各部署の取組み (動物愛護ふれあいセンター)
- 資料 11 各部署の取組み (地域保健課)
- 資料 12 各部署の取組み (健康増進課)
- 資料 13 各部署の取組み (衛生検査課)
- 補足資料 柏市経営戦略方針

- 参考資料 1 柏市保健所条例
- 参考資料 2 柏市保健所条例施行規則

令和4年7月現在

	氏名	所属・役職等	備考
1	秋山明美	柏市旅館業組合会計	
2	石井鏡子	柏市民生委員児童委員協議会豊四季台西地区会長	
3	石橋真理子	公募委員	
4	大宅正起	東葛地域獣医師会会長	
5	齊藤泉	柏市薬剤師会会長	
6	佐藤紀子	千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科長	
7	長瀬慈村	柏市医師会会長	
8	中山宙久	柏歯科医師会会長	
9	濱石ミチ子	千葉県看護協会東葛地区部会会長	
10	原田静香	順天堂大学大学院 医療看護学研究科 准教授	
11	平野準子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長	
12	風澤秀夫	柏市食品衛生協会会長	
13	松倉聡	柏市医師会副会長	
14	吉田雅人	公募委員	
15	和田靖之	東京慈恵会医科大学附属柏病院小児科診療部長	

(敬称略 50音順)

柏市保健衛生審議会部会 委員名簿

母子保健部会

	氏名	所属・役職等	備考
1	足立 千賀子	千葉県助産師会監事	
2	石橋 真理子	公募委員	
3	菊池 春樹	東京成徳大学応用心理学部臨床心理学科准教授	
4	窪谷 潔	柏市医師会理事	
5	黒滝 義之	柏歯科医師会理事	
6	佐藤 紀子	千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科長	
7	杉山 拓人	柏市認定こども園協議会主任	
8	並木 桃子	千葉県柏児童相談所主席児童福祉司兼次長	
9	萩原 亜希子	柏市小中学校校長会柏市立柏第六小学校校長	
10	林 恵子	柏市私立許可保育園協議会副会長	
11	平野 準子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長	
12	山田 聡	柏市私立幼稚園協会会長	
13	渡邊 智子	学校法人食糧学院東京栄養食糧専門学校校長	
14	和田 靖之	東京慈恵会医科大学附属柏病院小児科診療部長	

(敬称略 50音順)

健康増進部会

	氏名	所属・役職等	備考
2	小野 泰弘	柏歯科医師会委員長	
3	加藤 理津子	東京家政学院大学人間栄養部人間栄養学科准教授	
1	近野 正志	柏市スポーツ協会理事長	
4	齊藤 泉	柏市薬剤師会会長	
5	杉本 健太郎	千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科講師	
6	橋 房子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会副会長	
7	中澤 行雄	柏市保健所管内調理師会副会長	
8	長瀬 慈村	柏市医師会会長	
9	橋本 英樹	東京大学大学院医学系研究科教授	
10	星野 啓一	柏ノースモッ子作戦協議会委員	
11	吉田 雅人	公募委員	
12	和田 季理	柏市スポーツ推進委員協議会副会長	

(敬称略 50音順)

柏市保健衛生審議会 保健所参加者名簿

	所 属	氏 名	新留の別
1	保健所長	依 田 紀 彦	新任
2	保健所理事	沖 本 由 季	新任
3	保健所次長兼総務企画課長	恒 岡 厚 志	新任
4	保健所技監	田 中 央 吾	新任
5	保健予防課長	小 倉 恵 美	新任
6	生活衛生課長	小 野 健 司	新任
7	動物愛護ふれあいセンター所長	水 田 勲	留任
8	地域保健課長	星 裕 子	新任
9	健康増進課長	浅 野 美穂子	新任
10	衛生検査課長	山 本 麻 弓	留任

柏市保健所における新型コロナウイルス感染症
対策の取組み（第6・7波の現状と報告）

令和4年8月

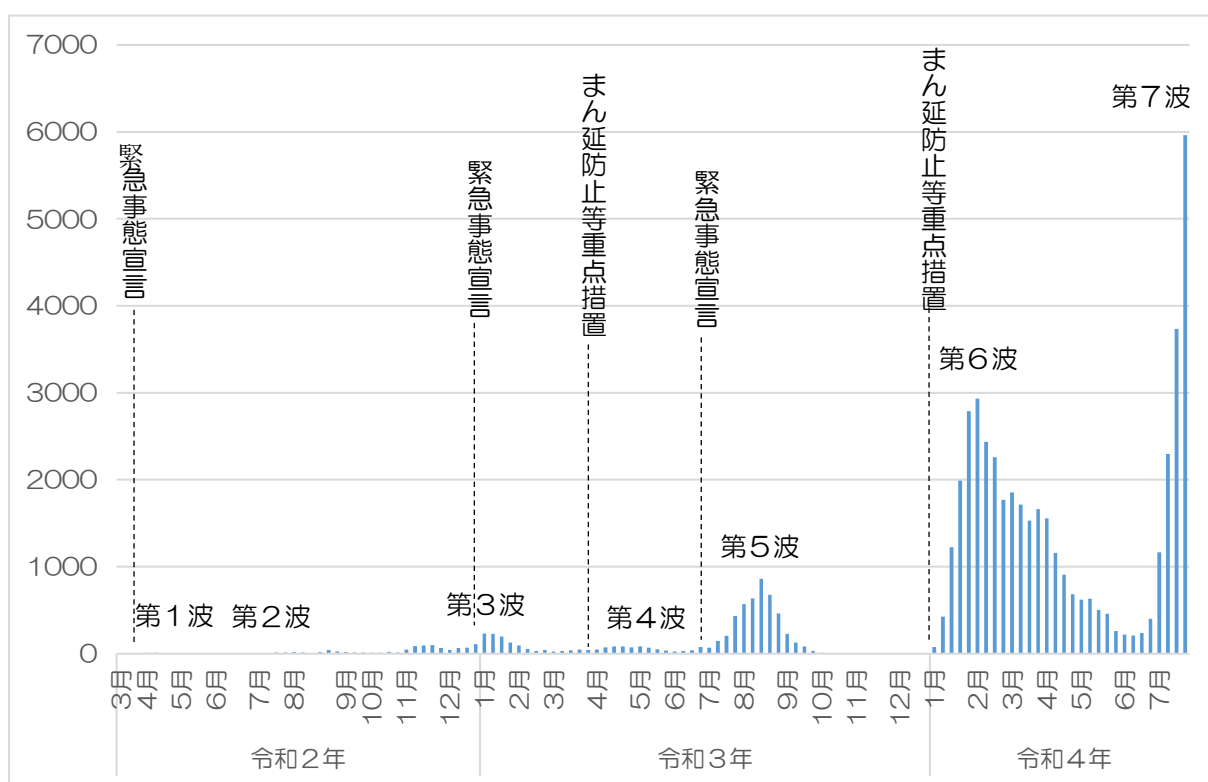
柏市保健所

1 柏市における感染状況と取組み

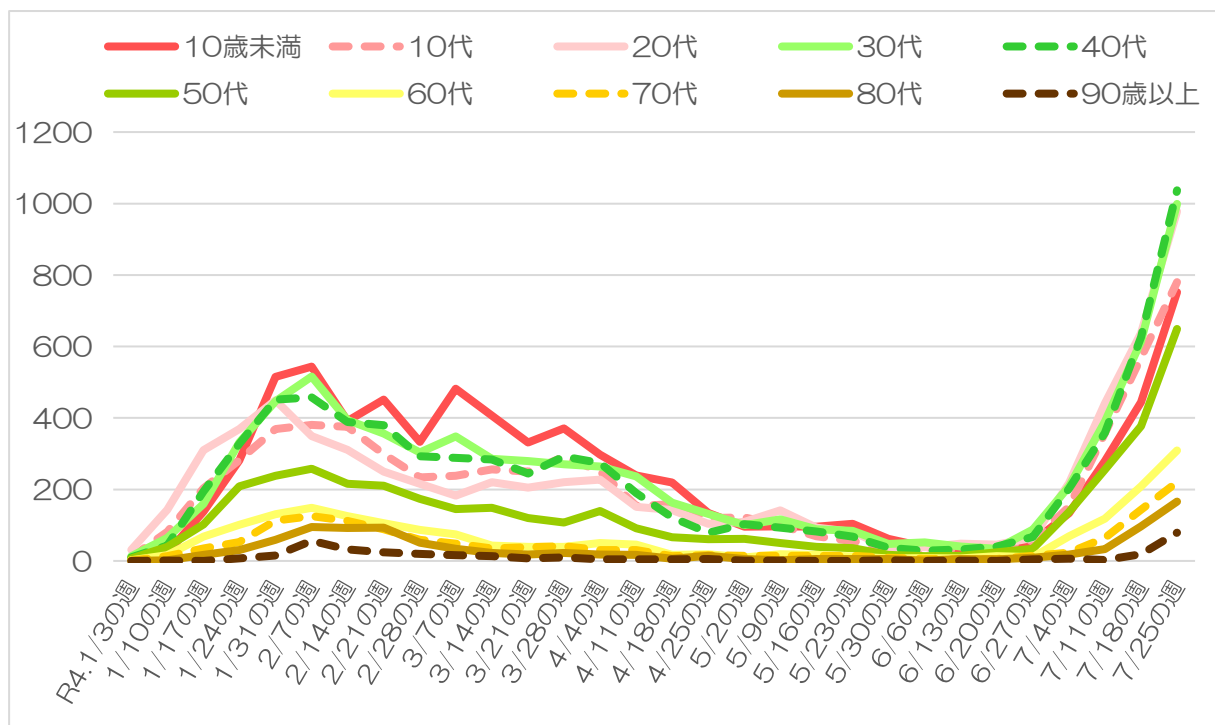
(1) 市内の感染状況

- ・感染者数は令和4年6月20日以降増加傾向に転じており、第7波に突入した。
- ・第7波の主流となっているオミクロン株は、第5波でのデルタ株と比較して感染者の重症化率は低いとされているが、第5波を大きく上回る感染者数から、相対的に重症化リスクが高い感染者数も多い状況。

【柏市発表の新規陽性者数の推移（令和2年3月以降）】



【年代別新規感染者数（令和4年1月以降）】



（第6波及び第7波部分を拡大・抜粋したもの）

【クラスター（集団感染）発生状況（令和4年1月以降，8月15日時点）】

区分	保育園・幼稚園	学校等	医療機関	高齢者施設	障害者施設	その他
発生数	95	108	26	47	13	13

単位：件（延べ件数）

【感染者の療養状況及び医療機関について（令和4年8月15日時点）】

累積感染者数	療養中のかたの療養先			累積回復者数	累積死亡者数
	医療機関	宿泊療養施設	自宅等（施設を含む）		
62,103	165	106	4561	57,105	166

発熱外来医療機関（公表分）：39カ所

入院確保病床医療機関：おおたかの森病院，柏厚生総合病院，柏市立柏病院，柏たなか病院，国立がん研究センター東病院，東京慈恵会医科大学附属柏病院，名戸ヶ谷病院（五十音順）

※現在，確保病床以外にも入院療養患者がいる状況。

(2) 現在の課題

- ・急速な感染拡大から、特にリスクの高い高齢者やクラスターの発生により重症者が増えることで、限られた病床が逼迫する恐れがある。また、感染者に対する膨大な感染症対策を行うなかでも、生命を守り重症化を防ぐことが必要となる。
- ・多くの自宅療養者の不安解消や支援を行う必要がある。
- ・有症状者や濃厚接触者が発熱外来への受診を希望し、医療機関に負担がかかることで、本来必要な医療の提供を妨げるおそれがある。
- ・保健所では新型コロナウイルス対策により業務が逼迫したことで、職員への負担が増大し、BCP（事業継続計画）を実施することで、本来の保健所が担う市民の健康保持・増進、疾病予防等の公衆衛生業務に影響が生じている。

(3) 保健所の取組み

以下の取組みを進めている。

【重症化リスクが高い方に重点化した健康観察，クラスター対応】

- ・健康観察について、高齢者や基礎疾患を有する方、妊娠中の方など重症化リスクを抱える方へ保健師等による架電での疫学調査を行い、療養先や受診の調整をより迅速に行うことで、重症化を防ぐよう取り組んでいる。
- ・クラスター対策については高齢者施設や医療機関に重点を置き、保健師等専門職が市内医療機関等の感染管理看護師等の支援を頂きながら、感染拡大防止の指導等を行っている。

【自宅療養の支援】

- ・5月23日より「柏市コロナフォローアップセンター」を開設し、陽性者及びそのご家族からの相談（健康面の不安、支援物資やホテル療養の手配等）へ24時間体制をとった。また、民間への委託を含めた往診診療の体制強化、市内宿泊療養施設の再開などの取組みを実施している。
- ・情報発信として、市ホームページ特設サイトを大幅にリニューアルし、「分からないままの療養」にならないよう、過ごし方をより詳細に記載したほか、療養中に必要な支援のネット申請を可能とした。

【発熱外来について】

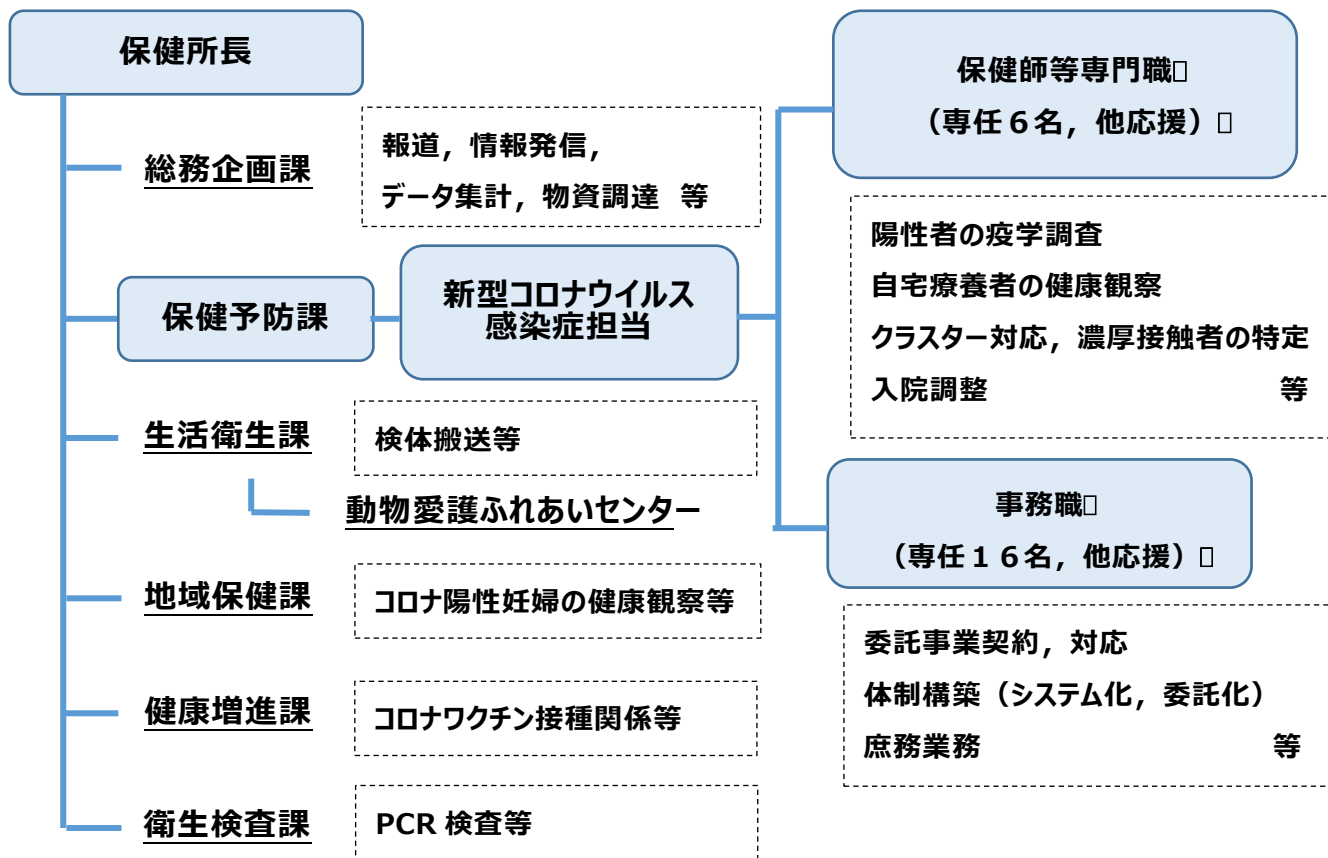
- ・濃厚接触者や症状のある市民に対して、適切な受診を呼びかけている。また、受診先に困った際の電話窓口「柏市受診相談センター」は、民間への委託により、土日祝日を含めた対応を可能とした。

- ・陽性と診断した医療機関には、速やかな患者対応のため、患者情報のシステム（HER-SYS）への初期入力のご協力をお願いしている。
- ・検査体制として、検査キット配布・陽性者登録センター事業を千葉県と連携するとともに柏市独自事業としても開始し、発熱外来の負担軽減を図っている。その他、市独自の無料PCR検査事業を実施している。
- ・柏市医師会、東京大学及び民間企業との産官学医連携によるPCR検査の安定供給体制を構築しており、市民に対して適切な検査を提供している。

【行政の体制】

現在まで全庁的な人員応援及び併任人事、派遣職員の採用等により、感染症対策を遂行してきている。更に、今年度より保健所におけるコロナ業務の重点化と民間への委託化を進める取組みを実施することで、公衆衛生を担う保健所業務の回復を目指していく。

【参考：保健所の体制図】



○委託業務○

柏市コロナフォローアップセンター（受電対応，陽性者の疫学調査，自宅療養者の健康観察等），支援物資やパルスオキシメーターの配送，宿泊療養の調整，自宅療養者への往診診療，受診相談センター，無料PCR検査事業

2 新型コロナウイルスワクチン接種について

4回目のワクチン接種は、6月22日より始まっており、個別接種及び集団接種にて接種が勧められている。また、接種券は、3回目の接種後、5カ月が経過したタイミングで対象者の方に順次発送している。

3回目接種状況については、65歳以上の3回目接種率は91.1%とかなり高くなっている。一方、接種率が低いとされている12歳以上の若年層を含めた接種率も、7月になり68%を超えている。

【ワクチン接種状況（令和4年8月15日時点）】

		1回目	2回目	3回目	4回目
全体 (431,203人)	接種人数	349,680人	347,576人	273,741人	57,915人
	接種率	81.1%	80.6%	63.5%	13.4%
12歳以上 (387,745人)	接種率	89.1%	88.7%	70.6%	14.9%
65歳以上 (112,293人)	接種人数	109,383人	109,022人	102,874人	51,834人
	接種率	97.4%	97.1%	91.6%	46.2%
小児 5～11歳	接種人数	4,136人	3,543人		
	接種率	15.8%	13.5%		

(ワクチン接種の対象年齢について、4月1日時点での柏市の人口に当てはめて分母を算出)

3 今後の方針について

市民の健康を取り巻く大きな課題や関心は、ここ数年において新型コロナウイルス感染症であるが、様々な感染症や食中毒、がんなどの疾病、小児や妊婦の健康不安など、安心・安全への課題は多岐にわたる。このため、「健康で安心して暮らせるまち」の実現には、新型コロナウイルス感染症の対応と、公衆衛生を担う保健所の役割との両立を目指す必要がある。

感染状況は第7波に突入し、これまでの保健所機能の増強とともに、民間への委託やシステム効率化を組み合わせることで、保健所によるコロナ業務の重点化を進める。また、医師会・医療機関をはじめとする関係団体との協力・連携や SNS の活用による情報発信等を行い、市民の抱える不安や課題の解決に向けて引き続き取り組んでいく。

以上

計画名		柏市母子保健計画		所管部署	地域保健課	計画推進における課題	
掲げる目標							
基本理念：親子がともに健やかに育つまち柏 基本目標 1.安心した妊娠・出産と心ゆたかに子育てができるまち 2.子どもの育ちと子育てを支え合うまち 3.配慮が必要な子どもの健やかな成長を見守り支え合うまち						・令和2年度、令和3年度に柏市母子保健計画（平成28年度策定）の中間評価を実施。評価指標38項目の内24項目が改善（約60%）、7項目が悪化傾向であった。 <悪化した評価指標>乳幼児健康診査の未受診率、地域の人からの声かけ状況、ハイリスク妊婦の割合、特定妊婦の割合、朝食を子どものみで食べている児の割合、小中学生の肥満傾向児の割合、歯肉に炎症がある10代の割合 ・評価指標の種類別達成度では、環境整備85.7%、健康行動60%、健康水準53.8%であった。 ・柏市の母子保健の現状では（計画策定当時より）、子育て世代の核家族化の増加傾向、出生数（出生率）の減少傾向、合計特殊出生率の減少傾向、女性の雇用数の増大傾向、父親の育児参加の増加傾向がみられた。 ・また、新型コロナウイルス感染症防止対策のため「新しい生活様式」を行うことで、人との接触や関わり方に配慮が必要となり、参集型での交流、対面での学びや相談機会の減少、里帰り出産ができない、遠方に住む親族や知人の協力が得られにくい等の状況があった。 ・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、新型コロナウイルス感染症の影響等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まり、子育てに不安を抱えている家庭が増加している。 ・母子保健事業を通じた推移では、妊産婦・乳幼児の要支援家庭への支援件数の増加（特にハイリスク妊婦数、医療機関や他機関からの依頼数）、ハイリスク妊婦の内こころに問題を抱える妊婦の割合が増加している。	
進捗評価							
主な取組①		切れ目のない妊産婦・乳幼児の支援					
事業①	妊娠届出時の保健師等の面談				目標	面談率100%	
進捗	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標	R7目標	（備考）最終年度となる令和8年度に面談の満足度を調査する。今後、進捗指標を検討する（関係機関との連携状況等）。	
	100	100					
事業②	要支援家庭への支援				目標	支援率100%	
進捗	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標	R7目標	（備考）中間評価のための調査ではR1実績83.3%。	
	集計中						
主な取組②		健康づくりを意識した地域活動、母子保健活動の推進				今後の取組	
事業①	電子親子手帳サービス事業				目標	アクティブユーザー率30%	
進捗	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標	R7目標	（備考）	
	18.4						
事業②	地域ぐるみでの子育て支援（母と子のつどい参加者数）				目標	地域の人からの声掛け状況90%	
進捗	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標	R7目標	（備考）中間評価のための調査ではR1実績77.3%。目標値は最終年度（令和8年度）同様。	
	実施なし						
						○ <u>切れ目のない妊産婦・乳幼児の支援体制の強化</u> ・妊娠子育て相談センターにおける妊娠届時の全数面接をはじめとした全ての親子に対する各種母子保健事業の実施。 ・事業を通じて把握した支援が必要な妊産婦、乳幼児（メンタルヘルス、予期せぬ妊娠、経済的問題、若年妊娠等）の早期発見・早期支援を開始し、個々の状況に応じた支援を関係機関と連携して実施する。 ・周産期メンタルヘルス支援体制を強化する。 （関係機関との連携強化、産後ケア事業の充実（委託先の拡充）と利用後の支援強化、産婦健康診査事業開始にむけた体制整備等）	
						○ <u>健康づくりを意識した地域活動、母子保健活動の推進（新型コロナウイルス感染症対策を講じた）</u> ・中間評価の結果を反映したライフステージ別ポピュレーションアプローチの推進。 （オンライン講座や交流機会の促進、電子親子手帳を活用した啓発の推進、ホームページの利用促進を目的とした内容の充実等） ・柏市民健康づくり推進員と協働し、地域での子育て支援、健康づくり活動を推進。 ・子育て支援拠点等他機関と連携し、子育て支援、健康づくり活動を推進。	

計画名		柏市健康増進計画		所管部署	健康増進課	計画推進における課題	
掲げる目標						<ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸を図るため、対象者の特性に合わせた健康づくりの推進が必要であり、「住んでいるだけで健康になれる」ような社会環境の整備が必要である。 新型コロナウイルス感染症の影響により、外出する機会の減少、運動不足や食生活等の乱れ、生活環境の変化によるストレスの蓄積など、心身の健康への影響が懸念されており、市民の健康づくりに対する意識や行動の変化等についての現状把握と対策強化が必要である。 コロナ禍によるテレワークの普及等の働き方の変化や外出自粛による身体活動量の低下は、高齢者だけでなく、若い世代や働く世代でも見られており、この世代への働きかけの強化が必要である。 	
1.健康寿命の延伸 2.生活習慣病の発症予防及び重症化予防の徹底							
進捗評価							
主な取組①		運動習慣の定着及び身体活動・運動に取り組みやすい環境づくり					
事業①	ウォーキング推進事業			目標	20～59歳のほとんど運動をしていない人の割合40%		
進捗	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標	R7目標	(備考) ・ウォーキングパスポート事業 ・ウォーキングマップの作成	
	-	40%	-	-	-		
事業② 健康遊具の周知・啓発						目標 ホームページの閲覧数の増加	
進捗	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標	R7目標	(備考) 主管課である公園緑地課と連携し、身近な公園で健康づくりができることの周知・啓発を行う。目標値設定は今後検討予定	
	-	-	-	-	-		
主な取組②		野菜の摂取量を増やす取り組みの推進				今後の取組	
事業①	給食施設指導事業			目標	「肥満に該当する者の割合」の増加施設割合の減少（前年度比）		
進捗	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標	R7目標	(備考) 目標値設定については今後検討予定	
	22%	-	-	-	-		
事業② 野菜を食べよう柏協力店事業						目標 登録店舗数の増加	
進捗	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標	R7目標	(備考) 目標値設定については今後検討予定	
	47店舗	-	-	-	-		
主な取組③		成人女性・妊婦の喫煙率低下のための取り組み及び受動喫煙対策の推進					
事業①	禁煙サポート事業			目標	禁煙支援薬局数の増加		
進捗	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標	R7目標	(備考) 禁煙外来及び禁煙支援薬局の周知啓発 目標値設定については今後検討予定	
	30店舗	-	-	-	-		
事業② おいでよ！カシワニ禁煙ステッカー等配付事業						目標 登録店舗数の増加	
進捗	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標	R7目標	(備考) 目標値設定については今後検討予定	
	52店舗	-	-	-	-		

部署名	総務企画課
分掌事務	
<p>1 総務企画担当 (保健福祉部, 保健所及びこども部内の組織, 定員, 予算及び人材育成に係る調整に関すること。地域保健に係る企画立案及び調整に関すること。医療連携の推進に関すること。地域保健に係る調査研究に関すること。地域保健関係職員の人材育成に関すること。部内の事業調整に関すること。保健統計に関すること。柏市保健衛生審議会に関すること。柏市総合保健医療福祉施設の管理に関すること。部内の庶務に関すること。)</p> <p>2 医事薬事担当 (医療法に関すること。医療安全相談に関すること。医療関係従事者等の免許等に関すること。臨床検査技師等に関する法律に関すること。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に関すること。死体解剖保存法に関すること。歯科技工士法に関すること。医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律に関すること。毒物及び劇物取締法に関すること。覚醒剤取締法に関すること。薬物乱用防止対策に関すること。内部精度管理の総括に関すること。保健師助産師看護師法に関すること。歯科衛生士法に関すること。)</p>	
令和3・4年度の状況, 現在の課題	
<p>1 人材育成基本方針に基づき, キャリアパス運用, 研修等を実施。新型コロナウイルス感染症流行に伴い, 対面での研修開催が難しく, 動画配信での実施を試みた。また, PC上でディスカッション機能を活用した人材育成ワーキングを開催した。</p> <p>2 令和3年度は病院18施設に対し書面検査を実施。令和4年度については, 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ, 3年ぶりの実地調査を実施予定。医療機関での検査経験, 人材育成が課題。</p> <p>3 関係部署との共通認識を図るため, 定期的ながん対策検討会議を実施(書面開催)。令和4年度においては対面会議を実施。がんに関する相談窓口等を集約した, がんサポートハンドブックを作成し, 医療機関等に配布。毎年更新を重ねている。令和4年7月より若年がん患者の在宅療養生活支援事業を開始。</p> <p>4 ウェルネス柏の非常用電源は短時間しか稼働できないため, 災害発生等に備え長時間稼働する非常用発電機の設置工事を実施中。また, wifiの設置工事を実施予定。</p> <p>5 医療専門職の人材育成を図るため, 学生実習を受け入れている。令和3年度10校50名, 令和4年度13校92名(予定)。新型コロナウイルス感染症流行により, 体験を伴う実習は難しかった。看護系大学増加に伴い, 実習を希望する学校の一部には対応できなかった。</p>	

令和5年度以降の取組み

- 1 上記取組継続し、また資質向上のための、ジョブローテーションの検討、健康危機管理意識醸成のための研修、研究等の実施を図る。更に県職員の派遣終了を見据えた管理職の育成を実施。
- 2 新型コロナウイルス感染症流行により、検査未実施の診療所等について、着実に進めていく。合わせて、検査職員の人材育成をすすめる。
- 3 上記取組継続実施。また、若年がん患者在宅療養支援事業について評価し、より利用しやすい事業に改善していく。
- 4 新規非常用発電機は72時間の電力供給が可能となり、通信環境も整備したことから、災害時における保健所機能保持とともに、柏市災害対策本部の第2候補場所として確保が可能となる。
- 5 引き続き実習受入を継続する。

令和5年度 新規・拡充・統合事業（案）

有

⊖ 無

事業名		内容		
概算			財源種類	

部署名	保健予防課
分掌事務	
<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症の感染対策に関すること 2 感染症（新型コロナ以外）の予防及び感染症の患者に対する医療に関すること 3 精神保健及び精神障害者福祉に関すること 4 指定難病医療費助成制度に関すること 	
令和 3・4 年度の状況，現在の課題	
<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症の対応は、ウイルスの感染性や毒性等，特性に応じた必要な各種対策に取組みを進めているが，急速な感染拡大に保健所体制の整備や拡充等が追いつかない状況もあった。今年度は，業務の委託化等の業務改善を図り，民間事業者を活用したフォローアップセンターの設置等，感染力が強いものの比較的軽症者が多いオミクロン株の特性に応じた取組みを推進している。引き続き，医師会や医療機関等，関係機関とのタイムリーな情報共有による課題への取組みの推進と，市民への適切かつ，わかりやすい情報提供等の取組みを進める。 2 感染症法に基づく対応を実施。現在コロナ禍のため休止している各種事業をについて，流行状況を見極めながら再開を検討する。特にサル痘の国内発生等がみられていることもあり，効果的な感染予防啓発のあり方を検討し，コロナ禍における感染症対策の取組みを進める。 3 コロナ禍の自粛生活により，家族間トラブル，近隣苦情，警察からの支援依頼が増加。緊急対応や複雑で困難なケース支援が求められ，順位を付けながら優先的に対応している。また今年度より「自殺未遂者支援対策」の取組みを目指し，救急課や救急応需病院等，新たな関係機関との連携や重層的支援体制整備事業及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業等により，地域の支援機関と地域課題への取組みとして推進する。 4 毎年実施される更新申請について，窓口での対面をさけ，郵送での更新申請を勧奨。 	

令和5年度以降の取組み

- 1 ウイルスの特性に応じた新型コロナウイルス感染症対策について、更なる感染拡大が持続する場合や、感染が収束していく場合、感染症法上の取り扱いが変更になる場合等、複数のケースを想定した取組みを進めるとともに、新たな新興感染症や再興感染症にも対応できる、健康危機管理体制の整備等、有事に備えた平常時対策の取組みを検討・実施する。
- 2 コロナ対策において構築された関係機関との連携した取組成果を感染対策につなげていく。
- 3 効果的な精神保健福祉相談支援体制の在り方を検討し、「精神保健にも対応した地域包括支援事業」の推進並びに、既存の地域包括支援体制との連携強化を図る。令和4年度から開始した「自殺者未遂支援対策」等、各種事業を通じて、保健福祉部、関係部署との役割を明確化しつつ、重層的な支援体制の構築につながる精神保健福祉体制の基盤づくりに取り組む。
- 4 令和4年度の事業を継続。

令和5年度 新規・拡充・統合事業（案）

有

⊖

事業名		内容		
概算			財源種類	

部署名	生活衛生課
分掌事務	
<p>1 環境衛生担当 (理容師法, 美容師法及びクリーニング業法に関する事。興行場法, 旅館業法及び公衆浴場法に関する事。水道及び飲料水の衛生に関する事。温泉法に関する事。有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関する事。遊泳用プールの衛生に関する事。化製場等に関する法律に関する事。建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事。環境衛生に係る検査に関する事。)</p> <p>2 食品衛生担当 (食品衛生に関する事。食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事。と畜場法に関する事。)</p>	
令和3・4年度の状況, 現在の課題	
<p>1 環境衛生担当</p> <p>(1) 生活衛生関係営業施設の許可・確認 新型コロナウイルス感染症の影響による, 申請件数等に大幅な増減はない。申請又は届出に基づき, 現地にて構造等を確認し, 許可又は確認を行う。 審査, 検査方法等には, 新型コロナウイルス感染症の影響はない。</p> <p>(2) 生活衛生関係営業施設の監視 令和3年度の施設監視は, 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ, 予定施設の監視を見送ったものもある。令和4年度は, 監視計画時期の見直し, 延期により, 例年通りの施設監視を計画している。 なお, 病院や高齢者施設(専用水道等)では, 現地での施設確認等は行わず, 書類審査のみとしている。</p> <p>(3) 事業推進にあたっての課題 新型コロナウイルス感染症の流行により, 監視計画に基づいた監視を実施することが難しかった。監視未実施施設に対する代替対策が必要。</p> <p>2 食品衛生担当(食鳥検査含む)</p> <p>(1) 健康危機事案最優先項目として, 従来どおり実施。 食中毒事件発生状況: 令和3年度2件, 令和4年度0件(7月末現在)</p>	

全国的な傾向として、コロナ禍での外食施設利用頻度の低下により、営業許可施設での食中毒事件発生件数は減少傾向にある。また、市民の手洗い、消毒の励行が習慣化され、調理従事者及び喫食者の一般衛生管理意識が向上している。

(2) 営業許可、営業届出の許認可業務

通常どおり実施。コロナ禍において、廃業施設件数が著しく増加している実態は無い。併せて、新規営業許可件数の著しい減少も見られていない。

(3) 施設の監視、指導

優先順位の高い大規模製造所を中心に実施。中小規模事業所の多くは延期措置を継続。令和4年度は、市民活動の正常化が予想されることから、市内各近隣センターの調理室を、保健所職員が点検した。また、市民による調理行為が衛生的に行われるようリーフレットを作成し、各近隣センターに配架した。

(4) 食品等の収去、外部委託検査

新型コロナウイルス感染症の影響により、年間計画の約半分程度の実績に留まった。

令和5年度以降の取組み

1 環境衛生担当

新型コロナウイルス感染症の影響により、施設監視が困難であった事業所から、優先的に監視を実施する。また、病院や高齢者施設（専用水道等）についても、感染防御に配慮しつつ現地確認を行う。公衆衛生に与える影響等を勘案し、業種毎に監視実施頻度及び監視方法等を見直し、監視が円滑に実施できるよう工夫する。

また、ホームページ等を利用し、施設管理等に必要な情報を積極的に発信する。

2 食品衛生担当（食鳥検査含む）

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、延期としていたHACCP理念に基づく監視、指導を、感染防御に配慮しつつ、従前の水準に戻す。

また、オンラインでの申請、相談体制を整備し、申請者の来所回数の減少、対面接触機会の減少を図ることで、業務体制の維持に努める。

令和5年度 新規・拡充・統合事業（案）

有

無

事業名	内容	概算	財源種類

部署名		動物愛護ふれあいセンター	
分掌事務			
1 狂犬病予防法に基づく事務 2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務 3 動物愛護ふれあいセンターの管理運営に関する事務			
令和3・4年度の状況、現在の課題			
<p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応を最優先として、常時数名の応援人員を出したり、集客や対面を伴う事業（フェスティバル、教室、事業所立入検査）を中止するなどにより、事業の大幅縮小を迫られた。また、コロナ患者の入院支援のため、預け先のない入院患者のペット預かり事業を行った。</p> <p>狂犬病集合注射は、令和2年度は予約制で縮小開催としたが、狂犬病ワクチン接種率向上を図るため、令和3年度からは感染対策を講じた上で通常開催とした。</p> <p>令和4年度は、感染対策を講じながら通常業務に戻している。啓発イベントは予約制にして開催、動物取扱業の定期立入も通常通り再開している。収容動物の譲渡については、30分毎の事前予約制として維持。対面、集客を伴う事業については、感染症対策を徹底したうえで通常通りの頻度で実施していくこととしている。</p>			
令和5年度以降の取組み			
1 感染症対策を講じた上で、各種啓発イベントを開催していく。 2 苦情の多くを占める飼い主のいない猫対策として、地域猫の不妊去勢手術助成金事業の拡充を図っていく。 3 災害時対策として、避難所へのペット同行避難、被災傷病動物の救護などに関し、千葉県獣医師会東葛支部との連携の在り方についての具体的な協議を進めていく。 4 令和4年6月から販売前装着が義務化されたマイクロチップについて、脱落のおそれがない個体識別器具であり、災害時等で飼い主と離れた場合においても所有者明示として有効であることから、普及促進に努めていく。			
令和5年度 新規・拡充・統合事業（案）			<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業名	地域猫の不妊去勢手術助成金	内容	地域猫登録した個人または団体に対して、不妊去勢手術費用の助成を行うもの。市民から多くの要望が寄せられ、過去2年度で予算不足となったことから、令和4年度予算120万円から令和5年度200万円に拡充予定。
概算	2,000,000円	財源種類	一般財源

部署名		地域保健課	
分掌事務			
<p>1 地域保健担当（地域保健の推進，柏市民健康づくり推進員，母子保健に係る医療費助成に関すること）</p> <p>2 母子保健担当（母子保健の推進，母子健康診査に関すること）</p> <p>3 子育て包括担当（子育て世代包括支援センターの運営，妊産婦・新生児の訪問指導及び乳児家庭全戸訪問事業，産前・産後サポート事業，母子保健の相談支援，産後ケア事業に関すること）</p>			
令和3・4年度の状況，現在の課題			
<p>1 令和元年以降，新型コロナウイルス感染拡大に伴い，参集型で実施していたママパパ学級，8か月児相談，2歳歯☆ピカランド，柏市民健康づくり推進員による地域活動等事業を中止。事業中止に伴い，ホームページの内容を改編し啓発を強化，個別対応で実施。</p> <p>2 令和3年度より一部事業をオンライン開催，令和4年度より感染対策を講じて柏市民健康づくり推進員による地域活動（定例会，母と子のつどい，健康講座等）を再開している。</p> <p>3 継続実施した事業（幼児健康診査，各種申請等）では，感染対策を講じた運用の見直し（内容や時間短縮），職員の増員，郵送や個別対応で実施。</p> <p>4 コロナ禍での孤立から育児不安や負担等の相談や医療機関や他機関からの支援依頼件数が増加し，妊産婦・乳幼児の要支援家庭への支援件数が増加している。また，ハイリスク妊婦の内，ここに問題を抱える妊婦の割合が増加している。</p>			
令和5年度以降の取組み			
<p>メンタルヘルスや複合的，多問題の家庭への支援を充実するため，医療機関や保健福祉関係機関等との連携強化により，切れ目ない妊産婦と乳幼児支援体制を推進する（特に周産期メンタルヘルス体制整備）。</p> <p>1 周産期メンタルヘルス支援（周産期メンタルヘルスカンファレンス，ケース検討等）。</p> <p>2 産後ケアの充実。</p> <p>3 産婦健康診査事業の開始。</p>			
令和5年度 新規・拡充・統合事業（案）			有
事業名	産婦健康診査事業	内容	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため，産後2週間，産後1か月など，出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成する。
概算	17,000,000円	財源種類	●国・県補助あり

部署名		健康増進課	
分掌事務			
1 健康増進事業 2 成人健診事業 3 予防接種事業 4 新型コロナウイルスワクチン接種事業			
令和3・4年度の状況、現在の課題			
令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応（特にワクチン接種事業）を最優先とし、通常業務の縮小、次期健康増進計画の期間（H25～R4）を延長しました。 令和4年度はワクチン接種事業と並行し、通常業務を再開しました。 新型コロナウイルス感染症が長期にわたり流行している中で、基礎疾患があることで重症化リスクが高まることが広く認識されたことから、今まで以上に「普段の健康づくり」の重要性が見直されていることを追い風として、生活習慣病予防の取組みを強化していく必要があります。			
令和5年度以降の取組み			
健康増進計画に基づく各種事業について、重点事業を決めながら実施していきます。（詳細は別紙「柏市経営戦略方針に係る保健所取組み評価」のとおり） 次期計画策定のための市民意識調査を通じて、コロナ禍の生活習慣への影響を把握するとともに、健康課題の整理・見直しを行います。また、関係機関とのネットワークを活用した効果的な取組みの推進、庁内関係部署との連携強化を図ります。			
令和5年度 新規・拡充・統合事業（案）			<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業名	ウォーキング推進事業	内容	若い世代及び働く世代の運動習慣づくりを進めるための環境づくり
概算	未定	財源種類	一般財源

部署名		衛生検査課	
分掌事務			
1 感染症検査に関すること 2 臨床検査に関すること 3 食品衛生検査に関すること 4 環境衛生検査に関すること			
令和3・4年度の状況, 現在の課題			
新型コロナウイルス感染症対策において, PCR検査を実施している。 当該検査については, 時期により件数の増加にも対応しなければならないため, 業務全体の優先順位を考慮の上, 必要に応じ一部の通常業務を縮小させることで, 迅速に新型コロナウイルスPCR検査を行える人員を確保し対応している。 衛生検査業務は専門的な知識を要するため, 計画的な人材育成が課題となっている。			
令和5年度以降の取組み			
保健所設置時に整備した検査機器の多くが老朽化による更新時期を迎えるため, 検査業務に影響が出ないように計画的に検査機器を更新させ, 検査の信頼性確保に努める。 外部研修や外部精度管理に積極的に参加し, 必要な情報収集や検査手技等の確認を行うことで, 検査精度のさらなる向上に取り組む。			
令和5年度 新規・拡充・統合事業 (案)			<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
事業名		内容	
概算		財源種類	

Future vision of Kashiwa city



柏市経営戦略方針

柏市第五次総合計画 後期基本計画

Kashiwa city management strategy policy

3 感染症への対応（新型コロナウイルス感染症）

感染症にも強い社会経済の仕組みの構築に取り組みます。

令和元年から中国武漢市を中心に広がった新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月15日に、国内で初の感染者が確認され、全国各地で感染が拡大するなか、本市においても令和2年2月に感染者が確認され、その後、市内においても感染が拡大していきました。

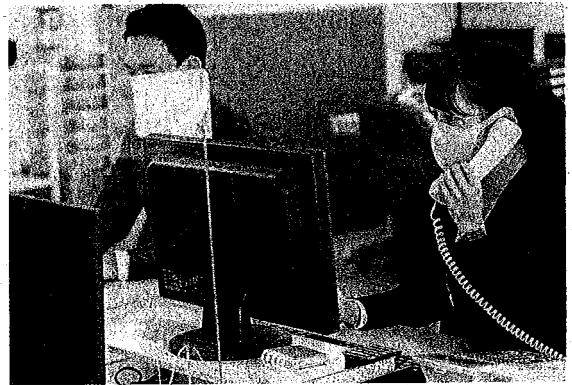
新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活のなかで必要となる「人と人との接触」を前提とした社会経済活動に大きな影響を与え、公衆衛生の領域に留まらず、これまでの生活様式を根本から揺るがす、世界的な社会問題となりました。新型コロナウイルス感染症への対策は、国際社会全体で取り組む問題でもありますが、市民の生命と生活に直結する公共サービスを提供する基礎自治体としての市の役割も、今後一層重要になります。

そこで本市では、令和2年7月に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を定め、以下の事項を基軸に、感染症にも強い社会経済の仕組みの構築に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症 対策の基本方針

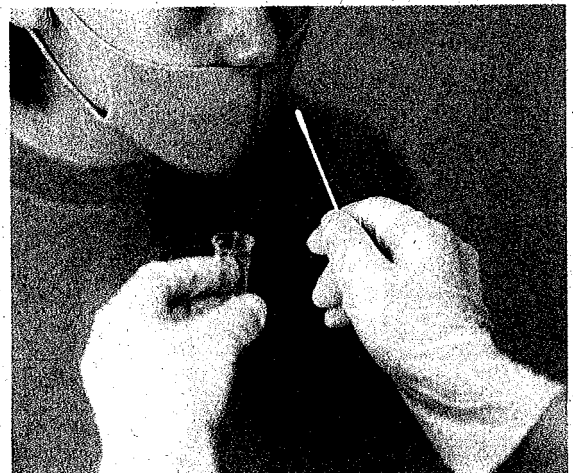
COVID-19

- 1 市の経営資源を最大限活用し、感染症から市民の生命と財産を守る。
- 2 市内での感染拡大防止に向けて、分野横断的な取組を推進する。
- 3 感染症の影響を最小限に抑え、早期に社会経済活動を再開できる基盤をつくる。



また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」は、「アフターコロナ」の不確実性が高まる社会において、これまでの生活様式から、「新たな生活様式」に適応した社会経済のあり方を検討していくなかで、行政のICT化にもつながるものです。

この方向性は、本計画の分野別方針と軌を一にするものでもあるため、本計画を形成する新たな社会要請として、経営視点に包含しながら、一体的に推進していきます。



○柏市保健所条例

平成19年12月26日

条例第47号

改正 平成21年12月24日条例第34号

平成25年12月25日条例第52号

平成31年3月22日条例第3号

(設置)

第1条 本市における公衆衛生の向上及び増進並びに市民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、保健所を設置する。

(名称等)

第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
柏市保健所	柏市柏下65番地1	本市の区域

(平21条例34・一部改正)

(手数料)

第3条 地域保健法施行令（昭和23年政令第77号。以下「令」という。）第8条第1項第1号に規定する特に費用を要する衛生上の試験及び検査その他の業務に係る役務（規則で定めるものを除く。）の提供を受ける者は、手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める算定基準により算定した額の100分の80に相当する額に、その額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。ただし、この算定方法により算定し難いものは、実費に相当する額として規則で定める額とする。

3 手数料の納入の時期は、第1項に規定する役務の提供を受ける時とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、令第8条第1項ただし書に規定する場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

5 既に納入した手数料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その手数料の全部又は一部を返還することができる。

(平25条例52・平31条例3・一部改正)

(柏市保健衛生審議会の設置)

第4条 保健所の適正な運営等に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、柏市保健衛生審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務及びその権限)

第5条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第4条第1項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画、実施及び評価に関する事項
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第5条第1項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画、実施及び評価に関する事項
- (3) その他保健所の運営等に関する事項

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、保健、医療及び生活衛生に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第6条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会に、専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間関係団体の構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

4 特別委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 当該専門的な事項に関する学識経験を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その者の委嘱に係る当該専門的な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

○柏市保健所条例施行規則

平成20年3月28日

規則第42号

改正 平成29年12月22日規則第91号

令和2年6月26日規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市保健所条例（平成19年柏市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の申込み)

第2条 保健所の行う検査を受けようとする者は、検査申込書を市長に提出することにより、市長に申し込まなければならない。

(条例第3条第1項の規則で定める役務)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める役務は、次に掲げるものとする。

- (1) HIV抗体検査
- (2) クラミジア抗体検査
- (3) 梅毒血清検査
- (4) 肝炎ウイルス検査

(平29規則91・一部改正)

(手数料の減免)

第4条 条例第3条第4項の規定による手数料の減額又は免除（以下「手数料の減免」という。）をする割合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者 100パーセント
- (2) 国又は他の地方公共団体（本市の区域内に官公署又は施設を設置する国又は他の地方公共団体が、保健所の行う検査を公務上必要とする場合に限る。） 50パーセント
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者 市長が別に定める割合

2 手数料の減免を受けようとする者は、必要な書類を添付した柏市保健所手数料減免申請書を市長に提出することにより、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特

別の理由があると認めるときは、口頭により申請することができる。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、手数料の減額又は免除の可否を決定し、その旨を柏市保健所手数料減免決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(手数料の返還)

第5条 条例第3条第5項ただし書の規定による手数料の返還を受けようとする者は、必要な書類を添付した柏市保健所手数料返還申請書を市長に提出することにより、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、口頭により申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、手数料の返還の可否を決定し、その旨を柏市保健所手数料返還決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 条例第4条に規定する柏市保健衛生審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、在任の委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席の委員及び特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、在任の委員及び議事に関係のある特別委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。
- 5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について在任の委員及び議事に関係のある特別委員に報告しなければならない。

(令2規則70・一部改正)

(部会)

第8条 条例第8条に規定する部会（以下「部会」という。）に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員又は特別委員をもって充てる。

3 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会の会議及び議事は、審議会の会議及び議事に準じて行う。

6 審議会は、前条第3項の規定にかかわらず、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 部会長は、前項の規定により部会の議決をしたときにあつては部会の会議の結果を、部会の審議が長期にわたる場合で部会長が必要と認めるときにあつては部会の会議の経過を審議会に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会（部会に調査審議させる場合にあつては、部会）は、必要に応じて委員及び特別委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の運営)

第10条 この規則で定めるもの及び次条の規定により市長が別に定めるものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。